

令和3年度 修学旅行実施に係るガイドライン

飯豊町立飯豊中学校

1 留意事項

(1) 計画段階

①修学旅行実施日の1か月前まで

修学旅行実施日の1か月前までに「修学旅行の実施について(届)」を提出すること。

②修学旅行にかかる取消料発生日の前日まで

取消料が発生する概ね1か月前をめどに、実施の可否を判断すること。

③実施に向けては下記のア～ウのすべてを満たすことを確認すること。

ア 旅行先(すべての滞在先)が、以下の状況であること。

- ・国が旅行先の都道府県を「特定(警戒)都道府県」に指定していない。
- ・旅行先の都道府県知事等が山形県からの修学旅行の受け入れを拒否していない。

イ 別紙「旅行期間中の新型コロナウイルス感染症に係る対応等について」の内容も含め、詳細の計画等について十分に説明をしたうえで、参加児童生徒の保護者全員から参加同意書をとっていること。

ウ 下記「3 感染防止対策等」が講じられていること。

(2) 取消料発生日～出発時

①旅行先(すべての滞在先)が、以下の状況であること。

- ・国が旅行先の都道府県を「特定(警戒)都道府県」に指定していない。
- ・旅行先の都道府県知事等が山形県からの修学旅行の受け入れを拒否していない。

②参加及び引率については、出発時において以下の者とする。

- ・「陽性者」「濃厚接触者」「PCR検査及び抗原検査(以後、「PCR検査等」とする。)受検待ち及び結果待ち」でない者。
- ・「発熱※1または風邪症状」がない者。

※1 37.0℃以上をさすが、平熱時より大きく高熱で体調不良の場合は、状況により判断する。

(3) 出発後

①下記「3 感染防止対策等」を実施すること。

②児童生徒・教職員が陽性者及び濃厚接触者と特定された場合、現地の保健所等と協議のうえ、適切に対応すること。

2 児童生徒に陽性が確認されたとき等の対応のめやす※2

時期	生徒の状況	左記生徒の修学旅行への参加の可否等	修学旅行の実施・継続	
前日	PCR 検査等受検待ち及び結果待ち	不可	実施	
	濃厚接触者と特定	不可		
	同居者が濃厚接触者と特定	可		
	陽性者と特定	不可	保健所による疫学調査等の結果を踏まえ判断	
	他学年等の児童生徒が陽性者と特定	—		
出発時	発熱・風邪症状	不可（帰宅）	実施	
	同居者が濃厚接触者と特定	可		
	他学年等の児童生徒が陽性者と特定	—	保健所による疫学調査等の結果を踏まえ判断	
出発後	発熱・風邪症状※3	別室待機、 病院受診※4	継続	
	濃厚接触者と特定	離団（隔離）		
	PCR 検査等受検が必要	離団（隔離）		
	同居者が濃厚接触者と特定	可		
	陽性者と特定	離団（入院）		保健所による疫学調査等の結果を踏まえ判断
	他学年等の児童生徒が陽性者と特定	—		

※2 陽性者や濃厚接触者が多数確認され、欠席者が増加することにより、参加者の旅行単価が著しく上がる場合など、事前に実施が困難になるケースを想定し、旅行事業者と条件等について検討しておくこと。

※3、※4（別紙）「旅行期間中の新型コロナウイルス感染症に係る対応等について」「1.」を参照すること。

3 感染防止対策等

「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第4版）」（令和3年1月29日 一般社団法人日本旅行業協会）の記載内容に留意するとともに、以下の具体的な感染症防止対策にも留意すること。

- （1）旅行中の行程については、ゆとりをもって行動できるよう企画すること。
- （2）旅行実施前は、日々の健康観察を強化し、必要時には医療機関を受診するよう指導すること。
- （3）旅行中も朝・夕の検温を実施するなど、健康観察を十分に行い、体調不良の生徒に適切に対応すること。

- (4) 「3つの密（密閉、密集、密接）」を避けるよう、できるだけ一部屋あたりの人数を少なくすること。また、各部屋においても、定期的に換気を行うよう指導すること。
- (5) 食事、入浴、就寝時以外の適切なマスクの着用や手洗いの徹底を指示するとともに、必要に応じて熱中症予防対策を講じること。
- (6) 食事については、①食事前後の手洗いを徹底する ②食堂内を十分に換気する ③「一定の間隔をあける」「対面を避ける」など、配席の工夫を行い、食堂内の利用人数を制限する ④ビュッフェスタイルではなく1人ずつのセットメニューとする等の感染予防対策を講じること。また、食事中の会話を慎むよう指導すること。
- (7) 浴場については、換気を十分に行い、同時に入浴する人数や時間を制限しながら利用させること。
- (8) 現地でのアクティビティ等については、活動内容を精選するなど、感染防止のための工夫をすること。
- (9) 移動について、公共交通機関やバス等を利用する場合は、「マスクの着用」や「乗車中の会話を慎む」等の指導を行うとともに、特にバスを利用する場合は可能な限り十分な換気を行うこと。
- (10) 現地で発熱等の体調不良者が出た場合の対応方法を事前に検討しておくこと。 ※5

※5 （別紙）「旅行期間中の新型コロナウイルス感染症に係る対応等について」を参照すること。

4 経費等

- (1) 修学旅行は私費負担であるため、原則取消料は児童生徒・保護者負担となることから、あらかじめ取消料が発生するケース等について、児童生徒・保護者に十分説明すること。
- (2) 観光庁が実施する「Go To トラベル」事業の活用については、旅行事業者と協議を行うこと。